

【地域密着型サービス事業所関係 目次】

1	運営指導及び指定更新について.....	4
	(1) 運営指導について	
	① 令和5年度の実施状況及び主な指摘事項	
	② 令和6年度の実施方針（予定）	
	(2) 指定更新について	
	① 令和6年度の対象事業所数	
	② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール	
2	令和6年度介護報酬改定について.....	5
	(1) 基本報酬の見直し	
	(2) 新たな加算等の追加や廃止、既存の加算における算定要件の変更	
	(3) 介護報酬改定等による利用料の変更に伴う利用者への説明・同意について	
3	定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る関連条例の一部改正について.....	5
	(1) 管理者の兼務範囲の明確化	
	(2) 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表	
	(3) 協力医療機関との連携体制の構築	
	(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	
	(5) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し	
	(6) ユニットケアの質の向上のための体制の確保	
4	令和3年度改正における経過措置及び令和6年度に義務化される事項等.....	7
	(1) 高齢者虐待防止に係る体制整備等	
	(2) 業務継続計画（BCP）の策定	
	(3) 認知症介護基礎研修の受講	
	(4) 感染症の予防及びまん延の防止	
	(5) 栄養管理	
	(6) 口腔衛生の管理	
	(7) 身体的拘束等の適正化（適正化のための措置）	
	(8) 身体的拘束等の適正化（禁止規定）	
	(9) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	

5	各種申請、届出及び手続きについて.....	10
	(1) 令和6年4月1日からの介護給付費算定に係る体制の届出の提出について	
	(2) 令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算算定に係る届出について	
6	その他.....	11
	(1) 運営推進会議の開催方法について	
	(2) 高齢者虐待の防止について	
	(3) 令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について	
	(4) 業務管理体制に関する届出について	
	(5) 介護サービス情報公表制度について	
	(6) 高齢者入所系・通所系施設職員を対象とするPCR検査（市費）の終了	
7	関連資料一覧.....	12

お願い

- 1 本資料は、令和6年3月22日（金）時点までに入った国からの情報（令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

参考：令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38293.html

- 2 本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いいたします。

参考：栃木県ホームページ 介護サービス事業者集団指導

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e11/koureisyuudanshidou.html>

- 3 令和6年4月1日から算定要件等が変更となる加算の届出（①介護給付費算定に係る体制に関する届出書 ②体制等一覧表）の提出期限は、令和6年4月15日（月）とします。

また、経過措置終了に伴い「高齢者虐待防止措置実施の有無」・「業務継続計画策定の有無」について届出が必要となりました。「基準型」とする場合は必ず届け出てください。全地域密着型サービス事業所が対象です。

1 運営指導及び指定更新について

(1) 運営指導について

① 令和5年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

- ・市内地域密着型サービス事業所数（休止を除く）…55事業所（R6.3.1現在）
- ・運営指導実施事業所…11事業所

主な指摘事項

種類	主な内容
文書指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者の未選任及び未周知 ・地域密着型通所介護計画の未交付 ・自己評価及び外部評価の結果・目標達成計画について利用（申込）者及びその家族等への未提供 ・加算算定要件を満たしていない【サービス提供体制強化加算】 ・非常災害対策に対応するための災害対策計画に具体的内容の規定がない ・自己評価の未実施
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程・重要事項説明書記載内容・パンフレットの実態との相違 ・事故発生時の対応についての文書の未交付 ・第三者評価実施状況についての文書の未交付 ・運営推進会議録の未公表 ・苦情内容の未記録 ・事故報告書の未提出 ・利用者家族の個人情報を用いる場合の利用者家族からの同意を得ていない ・避難、救出その他必要な訓練実施時の地域住民の未参加 ・個別サービス計画内の目標達成状況の未記載 ・消火器の使用期限切れ ・職場におけるハラスメント防止対策に関する基本方針の未規定 ・非常災害対策についての訓練の未実施（地震・風水害）

② 令和6年度の実施方針（予定）

- ・指定有効期間内に最低1回の指導
- ・各種加算を算定している場合、算定要件に必要なとなる挙証資料を重点的に確認
- ・R6.10.1～R7.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施

(2) 指定更新について

① 令和6年度の対象事業所数

- ・ R6. 4. 1～R7. 3. 31 の間に指定有効期間が満了となる事業所…6 事業所

② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

日程	事務内容
n - 3月中旬頃	更新申請受付通知の発送（市→事業所）
n - 2月下旬まで	更新申請書類の提出（事業所→市）
n - 1月下旬まで	指定通知の発送（市→事業所）
n月1日	指定更新期間開始

2 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定において、全サービスに共通して主に以下の2点の変更がある。なお、各サービスにおける主な改定事項の項目については、[資料2-1](#)を参照いただきたい。なお、改正後の基準の遵守に向けて、基準省令や解釈通知、介護保険最新情報などの確認をしていただきたい。

(1) 基本報酬の見直し

地域密着型（介護予防）サービスにおける見直し後の基本報酬については、主に[資料2-2](#)のとおり。

(2) 新たな加算等の追加や廃止、既存の加算における算定要件の変更

介護報酬改定に伴い、加算の新設や廃止、既存の加算における算定要件の変更等がある。変更内容等が多岐にわたるため、[資料2-1](#)を参照のうえ、厚生労働省ホームページ中「令和6年介護報酬改定における改定事項について」の該当項目及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）」の238～321ページ（地域密着型サービス）、410～432ページ（地域密着型介護予防サービス）を確認のうえ、改正後の基準の遵守に努めていただきたい。

(3) 介護報酬改定等による利用料の変更に伴う利用者への説明・同意について

令和6年度の介護報酬改定等により介護保険サービスの利用者負担額が変更となる場合の取り扱いについて、介護保険最新情報 Vol. 1225 の問 181 において、留意事項が示されている。事業者におかれては、適切にご対応いただきたい。

本来、改定に伴う重要事項（料金等）の変更については、変更前に説明することが望ましいが、令和6年4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合、令和6年4月1日以降速やかに、利用者又はその家

族に対して丁寧な説明を行い、同意を得ることとしても差し支えない。

3 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る関連条例の一部改正について

国が定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、本市で定める関連条例についても国基準に合わせて改正を行う。詳細については、厚生労働省ホームページ中「令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」及び「令和6年度介護報酬改定について」を確認いただきたい。

【改正を行う本市の関連条例（2件）】

- ・ 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）
- ・ 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）

(1) 管理者の兼務範囲の明確化

- ・ 対象事業者：全サービス
- ・ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

(2) 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表

- ・ 対象事業者：全サービス
- ・ 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならない。令和7年度から義務付け。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

- ・ 対象事業者：認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の2つの要件を満たす協力医療機関を定めるように努める。① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。（3年間の経過措置あり）
- ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。

- ・利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努める。
- (4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・対象事業者：認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。
 - ・協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。
- (5) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・事業者は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
 - ・事業者は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
- (6) ユニットケアの質の向上のための体制の確保
- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない。

4 令和3年度改正における経過措置及び令和6年度に義務化される事項等

- (1) 高齢者虐待防止に係る体制整備等
- ・対象事業者：全サービス
 - ・事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要がある。虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。
 - ・必要な措置は以下のとおり
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ・従業者への委員会結果の周知
 - ・虐待防止のための指針の整備

- ・虐待防止のための措置に関する事項の運営規程への記載
- ・研修の実施（※1）
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

※1 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。

年2回：認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回：上記以外のサービス

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要がある。
- ・業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となる。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
- ・必要な措置は以下のとおり
 - ・業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
 - ・従業者への業務継続計画の周知
 - ・研修・訓練（シミュレーション）の実施

(3) 認知症介護基礎研修の受講

- ・対象事業者：地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
- ・事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要がある。事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要がある。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要がある（施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）。

- ・必要な措置は以下の通り
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ・従業者への委員会結果の周知
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - ・研修・訓練（シミュレーション）の実施

(5) 栄養管理

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととなった。栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となる。
- ・参照資料：介護保険最新情報 Vol. 936 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 本通知の p. 37 から始まる「第4 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び経口移行加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について」を参照いただきたい。

(6) 口腔衛生の管理

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行う必要がある。
- ・必要な対応は以下のとおり
 - ・施設の従業者または歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施する
 - ・技術的助言及び指導または口腔の健康状態の評価を行う歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行う

(7) 身体的拘束等の適正化（適正化のための措置）

- ・対象事業者：（看護）小規模多機能型居宅介護
- ・身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設ける。
- ・必要な措置は以下のとおり
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）

- ・身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業者に対する研修の定期的な実施

(8) 身体的拘束等の適正化（禁止規定）

- ・対象事業者：地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- ・当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(9) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

- ・対象事業者：（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設ける。

5 各種申請、届出及び手続きについて

(1) 令和6年4月1日からの介護給付費算定に係る体制の届出の提出について

- ・対象事業者：全事業者

※ 介護報酬改定により本市への届出が必須の場合や加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされず、「加算なし」に該当する場合がある。また、報酬改定により新設される減算に非該当である旨を届け出ない場合、「減算型」としてみなされるため、必ずご確認いただき、加算の届出漏れがないようにしていただきたい。

- ・提出期限：令和6年4月15日（月）必着（郵送の場合、当日消印有効）
- ・提出書類：①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
③（必要に応じて）その他算定要件の根拠となる添付書類

※ 提出書類①～③は、改定後の様式を市ホームページに別途掲載

トップページ > 事業者の方へ > 産業振興 > 福祉・健康・介護
> 地域密着型サービス事業所の指定・各種届出について

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/48334.html>

(2) 令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベ

ースアップ等支援加算算定に係る届出について

- ・計画書等提出期限：令和6年4月15日（月）

市ホームページに掲載の様式及び関係通知等にて詳細を確認いただきたい。

トップページ > 事業者の方へ > 産業振興 > 福祉・健康・介護

> 地域密着型サービス事業所の皆様へ（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算関係）

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/1328.html>

6 その他

(1) 運営推進会議の開催方法について

指定地域密着型サービス事業者は、運営推進会議を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるとともに、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならない。

運営推進会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」と開催方法の柔軟な取扱いがされていたが、令和5年5月1日付け厚生労働省発出事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において上記措置の取扱いが終了しているため、ご留意いただきたい。

また令和3年運営基準改正により、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して実施することが可能となったことから、当該方法による開催についても検討いただきたい。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては上記の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えていただきたい。

(2) 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について、国が公表した令和3年度の調査結果によると、要介護施設従業者等による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数ともに過去最多であった。要因としては、令和3年4月1日に虐待防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられたことを受け、各施設における虐待防止の取り組みが進められ、当該施設・事業所職員、元職員、管理者等からの相談・通報が増加したこと等が推測される。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、引き続き虐待の未然防止や早期発見等に努めていただくようお願いする。

なお、場合により身体的虐待に当たる可能性がある「身体拘束」についても、国

の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」や「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いします。

(3) 令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本市においては、令和6年度においても同様に、国から栃木県を經由して協議に係る連絡通知が発出され次第、指定地域密着型サービス事業者所宛て通知する予定であるので、遺漏のないようお願いしたい。

(4) 業務管理体制に関する届出について

介護保険法において、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取り消し事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けている。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることが必要である。

なお、業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したときだけでなく、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときについても遅滞なく行うこととされているため、遺漏のないようお願いしたい。

(5) 介護サービス情報公表制度について

介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。介護サービス事業所においては、適切な情報の公表に努めていただきたい。

(6) 高齢者入所系・通所系施設職員を対象とするPCR検査（市費）の終了

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施していた標記検査については、令和5年度をもって事業終了とする。今後も適切な感染対策を継続していただきたい。

7 関連資料一覧

資料 2-1：令和6年度介護報酬改定における改定事項について
厚生労働省ホームページより一部抜粋

資料 2-2：令和6年度介護報酬改定における改定事項について
厚生労働省ホームページより一部抜粋